

## 手話通訳者の設置について

手話をコミュニケーション手段として利用する方が福祉事務所を利用する際等の手助けをするため、定期的到手話通訳者を設置しています。手話を必要としている方についての相談や手話に関するお話も受け付けていますので、気軽にご利用ください。



▲「手話」を表す手話です

### ○利用対象者

市内に居住する聴覚障害者、その他手話に関する相談等をする方

### ○設置場所

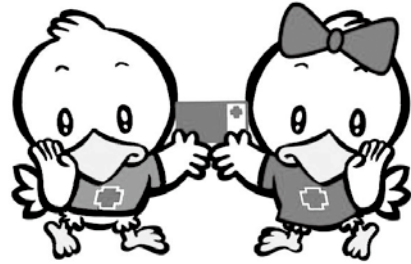
市福祉事務所（寒川庁舎）1階 相談室2

### ○設置日・時間

毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、その翌日）  
8時30分～17時

【問】障害福祉課 ☎(0879)26-9944  
FAX(0879)26-9903

## 献血のお知らせ



## つなげよう 心と命 献血で

～献血の小さな勇気が命を救う～

	開催日	場 所	受付時間
6月	17日(水)	寒川庁舎	13:00～16:30
	22日(月)	本庁 附属棟	9:30～11:30 12:30～16:00

※400ml献血のみ、お願いしています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。

中止となった場合には、市のホームページにてお知らせします。

【問】国保・健康課（健康係） ☎(0879)26-9908

## 街角の年金相談センターの 年金相談 予約不要

6月16日(火)10:00～15:00

市役所本庁203会議室

年金手帳、年金証書、印鑑等をお持ちください。

(代理人がお越しになる場合は委任状が必要となる場合があります)

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。

【問】街角の年金相談センター高松オフィス  
☎(087)811-6020

## 年金事務所の出張年金相談 予約制

5月28日(木)10:00～15:00

寒川庁舎1階101会議室

6月23日(火)10:00～15:00

長尾公民館2階研修室

年金手帳、年金証書、印鑑等をお持ちください。

(代理人がお越しになる場合は委任状が必要となる場合があります)

※予約制です。事前に下記までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室  
☎(087)804-0508

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料の  
免除期間・納付猶予期間が  
ある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等期間の保険料については10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

追納は古い月のものから納付することになります。一部免除を受けた期間は納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。また、「法定免除・申請免除」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申し込みを希望される方や相談についてはねんきん加入者ダイヤルまたは高松東年金事務所にご連絡ください。

【問】ねんきん加入者ダイヤル

☎(0570)003・004

高松東年金事務所

☎(087)861・3866